

甲良町都市計画マスタープラン (概要版)

平成31年3月

滋賀県甲良町

計画策定の目的

(1) 計画策定の目的

本計画は、市町村自らが定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」に基づき、「甲良町都市計画マスタープラン」を策定するものです。

甲良町では、平成 22 年を目標年次とする前回計画（平成 13 年 3 月）から 18 ヶ年が経過することから、近年の社会情勢や地域の課題に対応した新たな将来の都市像とそれを実現するための**基本的な方針**について示すための改定を行います。

(2) 計画の位置づけ

町の総合的な将来計画としては、甲良町新総合計画および国土利用計画法（法第 8 条）に基づく国土利用計画があり、都市計画マスタープランはこれらに即して策定することが求められています。

また、**滋賀県**が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められなくてはなりません。

(3) 計画の構成

本町は町域 13.63k m²の小さな町です。国土利用計画の地域区分でも町土全体を一つの地域としてとらえ、町内をいくつかの地域に区分する考え方は採っていません。

こうした理由により、本町では、本計画において全体構想と地域別構想は一体のものとしてとらえることとしました。

(4) 計画期間

本計画は、概ね 20 年後の都市の将来像を見据え、10 年程度の期間として取り組むべき内容を方針として定めます。

本計画においては、計画初年度 2019 年度から概ね 20 年後の 2038 年を目標とした計画とします。

都市の将来像

1 まちづくりの目標

◆まちの将来像

多世代が安心して暮らせる 田園とせせらぎの美しいまち

◆まちづくりの目標

- ① 少子高齢化社会へ対応したまちづくり
- ② 若者の定住促進のためのまちづくり
- ③ ひとの賑わいをつくるまちづくり
- ④ 人と豊かな自然環境とが共生できるまちづくり
- ⑤ 広域連携に配慮したまちづくり
- ⑥ ハード・ソフト分野が連携したまちづくり



2 将来の地域構造

《2つの交通軸》

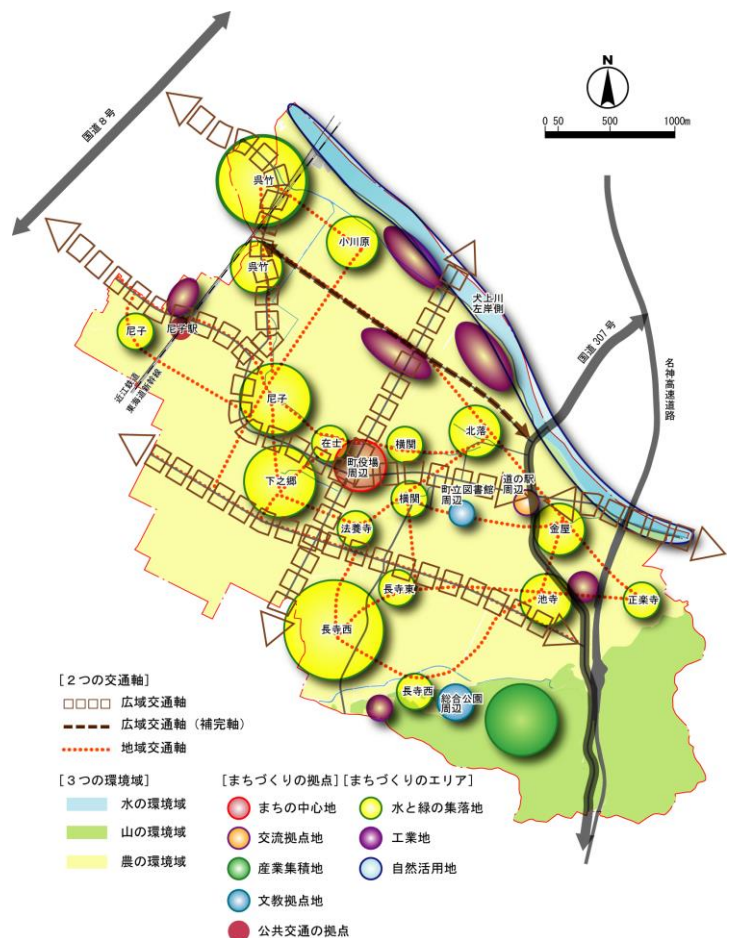
町内から周辺地域への交通ならびに通過交通と域内交通を整序するため、広域交通軸と地域交通軸の2つの交通軸を位置づけます。

《3つの環境域》

本町の自然環境の保全・再生を展開するため、町域を大きく3つの区域に区分して、それぞれに水の環境域、山の環境域、農の環境域を位置づけます。

《まちづくりの拠点・エリア》

2つの交通軸と3つの環境域を地域基盤として、まちづくりの機能の集積・強化を図る拠点と、機能の維持・充実・活用を図るエリアを位置づけます。



まちづくりの方針

1 土地利用の方針

① 農地の保全と有効活用

- 新たな用地需要との調整を図りながら、優良農地の保全を図ります。

② 防災、環境保全、景観形成上重要な森林の保全

- 町の南東部に広がる森林は、防災、環境保全、景観形成上、貴重な緑の森であり、原則として開発を抑制し、保全に努めます。

③ 若者の移住・定住を図る住宅用地の確保

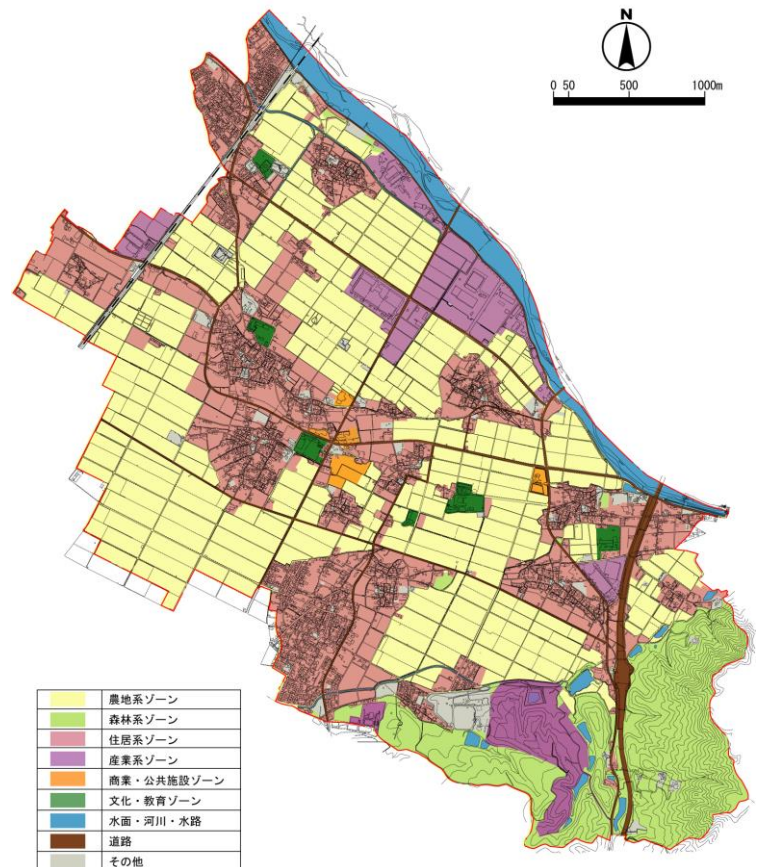
- 住民意向からは、人口減少に対応した住宅用地の創出が重要と考えられており、若い世代や新規転入者を対象とした新たな住宅・住宅用地の確保を進めます。

④ 町内就業の向上を図る新たな産業拠点の形成

- 住民意向からも新たな企業誘致が重要と考えられており、町民の町内就業の向上を図っていくことが重要となっています。西ヶ岡山林に民間から寄付された用地を活用し、産業集積地としての開発を促進します。

⑤ 日常生活の利便性を向上する商業・業務機能の維持

- 町役場を中心とした業務機能の集積を図るとともに、現在立地している商業施設の維持を促します。



◆土地利用方針図

2

交通施設整備の方針

◇ 広域と連携する道路網の整備充実

- 湖東定住自立圏などの広域連携が重要性を増していくことを踏まえ、道路網の効果的な整備・充実を進め、町内外との連携の向上を図るとともに、歩道・自転車道の整備による安全な道路整備を進めます。

◇ 高齢者等に配慮した公共交通の充実

- 予約型乗合タクシーなどの路線の充実や、尼子駅の適正な運営・管理等により公共交通の利便性の向上を図ります。

【整備方針】

- ①道路網の体系的整備
- ②安全でうるおいある道路環境の整備
- ③公共交通の利便性の向上



3

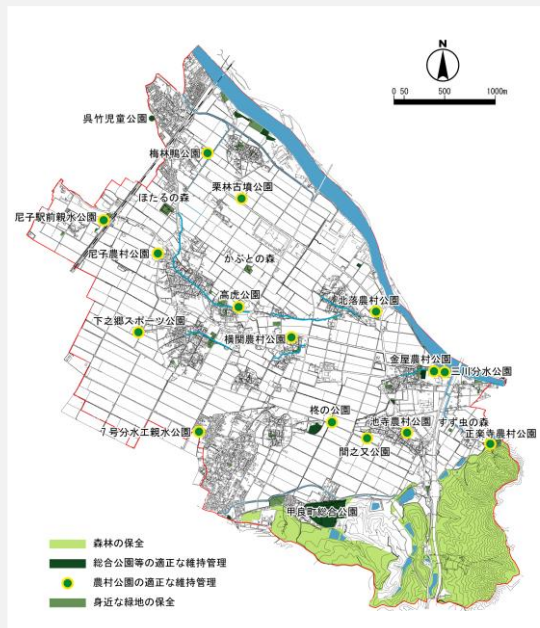
公園・緑地整備の方針

◇ レクリエーション交流拠点の形成と連携の促進

- 総合公園や親水施設等の適正な維持管理やレクリエーションニーズに応じた施設の充実を図ります。

【整備方針】

- ①森林の保全
- ②総合公園等の適正な維持管理
- ③農村公園の適正な維持管理
- ④身近な緑地の保全
- ⑤緑のネットワークの適正な維持管理



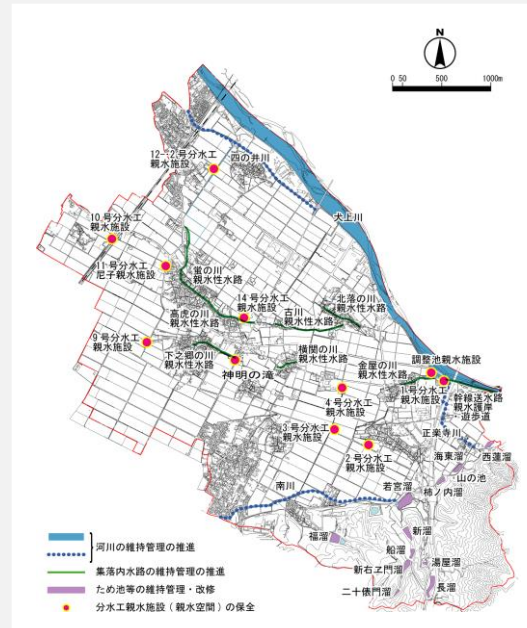
4 河川・水路整備の方針

◇ うるおいある水環境の管理

- ・治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた事業を推進するとともに、施設の維持管理を図ります。

【整備方針】

- ①河川の維持管理の推進
- ②集落内水路の維持管理の推進
- ③ため池の維持管理・改修
- ④河川の水質浄化
- ⑤親水空間の保全



5 その他の都市施設整備の方針

【整備方針】

- ①下水道水洗化の推進
- ②教育・文化施設の適切な維持管理
- ③道の駅せせらぎの里こうらの活用
- ④湖東定住自立圏としての都市施設の整備・維持管理



6 景観形成の方針

◇ 豊かな農村景観の形成

- ・優良農地については原則的に保全を図るとともに、“せせらぎ遊園のまちづくり”の実績を活かしながら、美しい農村景観の形成に取り組みます。

【整備方針】

- ①景観形成ガイドラインの検討
- ②近隣景観形成協定締結の促進
- ③幹線道路沿道の景観形成



7 防災対策の方針

◇ 安全で災害に強いまちづくり

- ・自然災害等に強い道路・河川・排水施設等の整備やインフラ施設の耐震対策など、災害に強いまちづくりを進めます。

【整備方針】

- ①ハザードマップの更新による災害予防
- ②建築物の耐震化の促進
- ③公共建築物・インフラ施設の耐震化
- ④道路・橋梁の診断・修繕
- ⑤防災拠点となるオープンスペースの確保
- ⑥緊急輸送道路の確保
- ⑦空き家対策の推進



計画の推進方策

(1) まちづくり推進体制

- 町民との協働**：若い世代などの新たな価値観やライフスタイルに配慮しつつ、人材の発掘や育成を図り、協働によるまちづくりを進めます。
- 近隣市町との連携**：「湖東定住自立圏形成協定」に基づき、彦根市ならびに愛荘町、豊郷町、多賀町との連携を図りつつ、人口定住のために必要な生活機能の確保を目指します。
- 都市住民との連携**：田園回帰へのニーズの高まりなどを契機とした交流人口や関係人口（**移住でも観光でもなく、地域と多様に関わる人々**）の構築を進めるなど、新たなまちづくりの仕組みづくりに向けた情報発信に取り組みます。

(2) 都市計画の見直し

○計画の進行管理（PDCAサイクル）

- ・本計画の着実な実現を図るため、計画（**Plan**）に基づく各種施策の実行（**Do**）と、その結果である地域の状況を点検・評価（**Check**）し、必要に応じて計画・事業の見直し（**Action**）を行いながら、計画の推進を図ります。

○計画の見直し（社会情勢の変化、上位計画の改定）

- ・本計画は、概ね 20 年後の都市の将来像を見据え、10 年程度の期間として取り組むべき内容を方針として定めています。このため、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて、概ね 10 年後を目処に見直しを行います。

甲良町都市計画マスタープラン（概要版）

発行年月日 : 平成 31 年 3 月

発 行 : 甲 良 町 〒522-0244 滋賀県犬上郡甲良町在士 353-1

（担当：建設水道課）

電話(0749)38-5068 Fax(0749)38-5071
